|  |
| --- |
| **収入印紙****貼付** |

業　務　委　託　請　書

令和　　年　　月　　日

発注者

群馬東部水道企業団　企業長　清水 聖義　　様

 　　　受注者

　住 所

 　　 商号又は名称

 　　 　　代表者職氏名　　　 　　　　　　　　　　㊞

**１　履　行　名　称**

**２　履　行　場　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　　地内**

**３　履　行　期　間　　令和 年 月 日から**

**令和 年 月 日まで**

**４　請負代金額 金 円**

 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) **金　　　　　 　　 円**

上記の業務を次の契約条項により実施することをお請けします。

（契約条項）

第１条　受注者は、頭書の業務を頭書の期間内に仕様書及びその他の書類に基づき完了すること。

第２条　受注者は、この業務の請負により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りでないものとする。

第３条　業務の実施に関しては、すべて発注者の指定した担当職員(以下「担当職員」という。)の指示に従うこと。

第４条　業務の使用材料は、使用前に担当職員の検査を受け、合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は、遅延なく引取ること。

第５条　業務の実施が仕様書等に適合しない場合において、発注者又は担当職員から仕様書等に基づく改造の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金額の増額又は履行期間の延長の請求はできない。

第６条　受注者の責めに帰する理由によって、頭書の完了期日までに業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして発注者の承認を受け、遅延違約金（未済部分の相当額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて得た額）を支払い、業務を完了すること。

第７条　業務が完了したときは、書面で通知し検査合格後、引渡しを行い請負代金額の請求をすること。

第８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務を着手しないとき。

（２）　その責めに帰すべき事由により期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務が完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

（３）　契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。

（４）　（１）から（３）に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（５）　受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者が、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除し、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第９条　受注者は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者からこの契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けた場合は、その旨について、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。なお、下請業者又は業務関係者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について下請業者等から報告を受けた場合は、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

第１０条　受注者は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）天災その他の不可抗力により業務を完了することが不可能となったとき。

（２）発注者が契約に違反し、その違反により履行することが不可能となったとき。

２　受注者は、前項２号の規定によりこの契約を解除したことによる損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。

第１１条　発注者及び受注者は、この契約の履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。また、この契約の履行に当たる受注者の使用人も同様に義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

第１２条　本書に定めのない事項については、必要に応じて当事者協議の上、定めるものとする。